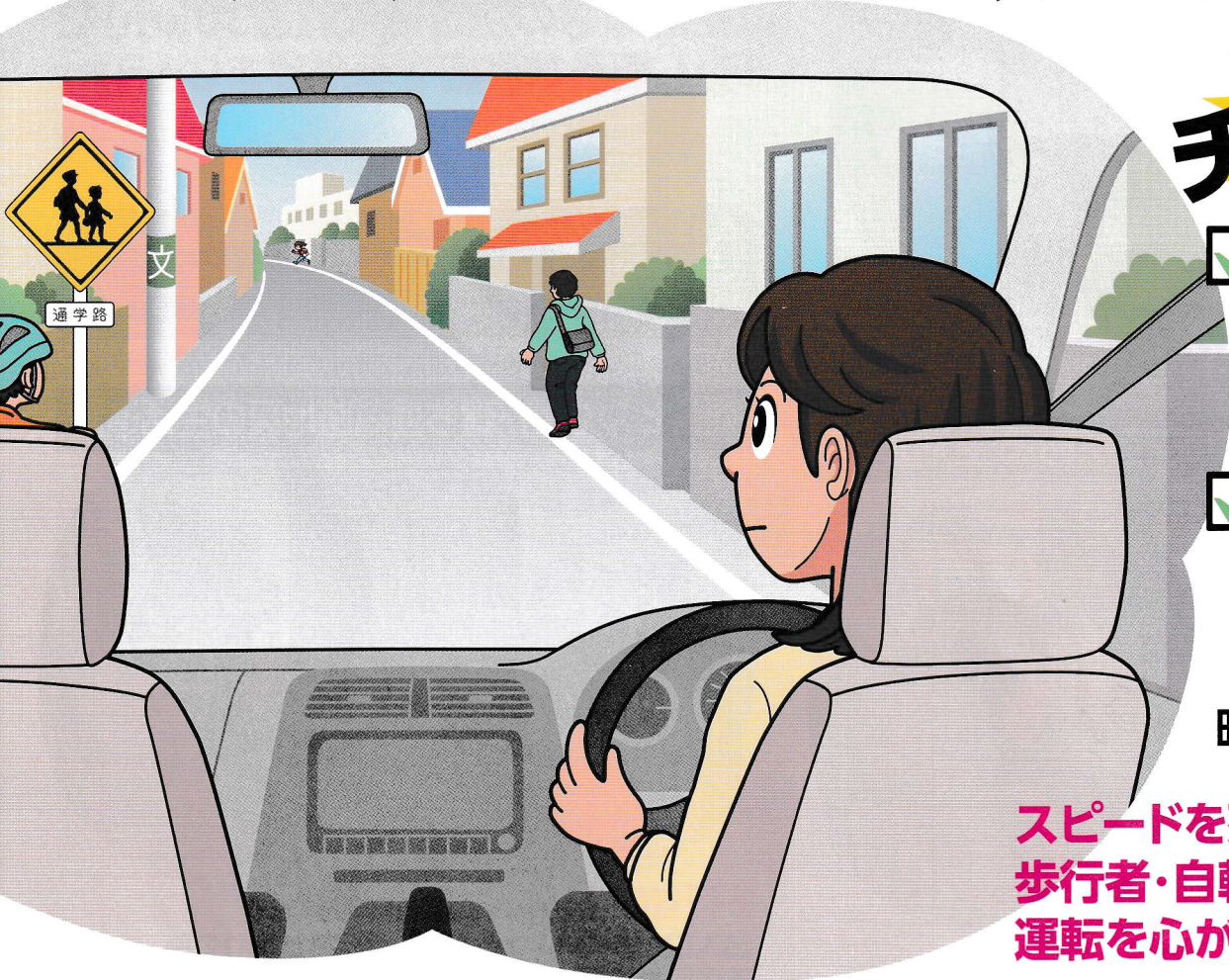


生活道路における自動車の法定速度が時速30kmに引き下げに

令和8年9月1日施行
(改正道路交通法施行令)

時速30kmですよ! 生活道路の法定速度



チェック!

✓ 標識等で
最高速度の指定
(制限速度)
がない!



✓ センターライン
(中央線)
がない!



時速30kmで
走行!

**スピードを落として
歩行者・自転車に注意した
運転を心がけましょう!**

改正の目的

事故の際、クルマの速度が時速30kmを超えていると、歩行者の死亡率が急激に上がることから、歩行者の利用が頻繁な生活道路では、スピードを抑えて走行することが求められます。

そのため、エリア限定で速度規制を行う「ゾーン30」や、狭さくや凸型路面(ハンプ)等を用いて物理的に速度を抑える「ゾーンプラス」などの対策が講じられてきましたが、より広範囲に生活道路の事故(特に死亡事故)を抑止する目的です。

これまで・これから

これまで、道路標識や標示によって最高速度が指定されていない道路の法定速度は時速60kmでしたが、施行後は、中央線や中央分離帯、中央ポールがないいわゆる「生活道路」では、時速30kmが法定速度となります。

【注意点】すべての道路の法定速度が時速30kmになるわけではありません。標識等や条件(裏面参照)に従い判断しましょう。また、決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

法定速度が
時速60kmの道路は
裏面下段参照▶

岡山市・岡山市交通安全対策協議会